

【電気工事士法及び電気工事業法の質疑応答事例】

Q1 電気工事士法及び電気工事業法の適用を受ける電気工事の範囲は？

電気工事士法

一般用電気工作物又は自家用電気工作物（最大電力500kw未満の需要設備に限る）を設置、変更する工事をいう。

ただし、政令で定める「軽微な工事」は除く。

また、電気工事業は原則として電気工事士本人が直接作業に従事する必要があるが、省令では、電気工事士免状の所持者が直接作業に従事しなくてもよい「軽微な作業」を規定している（「軽微な作業」も電気工事には該当するため、業として行うのであれば、電気工事業法に基づく電気工事業の登録・届出・通知（以下「登録等」）は必要）。

電気工事業法

電気工事士法の「電気工事」と同様である。

ただし、家庭用電気機械器具の販売に付随して行う工事は除く（この場合でも電気工事業の登録・届出が不要であるだけで、電気工事士が従事する必要はある）。

「家庭用電気機械器具」とは、ラジオ受信機、テレビジョン受信機、扇風機、電気冷蔵庫、電気洗濯機、電気こんろ、電子レンジ、電気アイロン、電気ストーブ、電気こたつ、電気スタンド、白熱電灯、放電灯（安定器又は変圧器が別置されるものを除く）、その他これらに類する電気機器であって主として家庭で使用されるもの。ただし、電圧200V以上で使用する電気機器は除かれる。

「軽微な工事」とは？

電気工事士法政令で限定列挙されている。

電気工事士法施行令（抜粋）

（軽微な工事）

第一条 電気工事士法（以下「法」という。）第二条第三項ただし書の政令で定める軽微な工事は、次のとおりとする。

- 一 電圧六百ボルト以下で使用する差込み接続器、ねじ込み接続器、ソケット、ローゼットその他の接続器又は電圧六百ボルト以下で使用するナイフスイッチ、カットアウトスイッチ、スナップスイッチその他の開閉器にコード又はキャプタイヤケーブルを接続する工事
- 二 電圧六百ボルト以下で使用する電気機器（配線器具を除く。以下同じ。）又は電圧六百ボルト以下で使用する蓄電池の端子に電線（コード、キャプタイヤケーブル及びケーブルを含む。以下同じ。）をねじ止めする工事
- 三 電圧六百ボルト以下で使用する電力量計若しくは電流制限器又はヒューズを取り付け、又は取り外す工事
- 四 電鈴、インターホーン、火災感知器、豆電球その他これらに類する施設に使用する小型変圧器（二次電圧が三十六ボルト以下のものに限る。）の二次側の配線工事
- 五 電線を支持する柱、腕木その他これらに類する工作物を設置し、又は変更する工事
- 六 地中電線用の暗渠（きよ）又は管を設置し、又は変更する工事

「軽微な作業」とは？

電気工事士法省令で規定されている。

具体的には、省令第2条第1項第1号イからヲ並びに第2項第1号イ及びロの作業が「電気工事士が行うべき電気工事」であり、これらを補助する作業やこれら以外の作業が「軽微な作業」となる。

なお、エアコン設置工事に係る具体的な電気工事の範囲等については、「エアコン設置工事に係る電気工事士法の解釈適用（別添）」を参照。

電気工事士法施行規則（抜粋）

（軽微な作業）

第二条 法第三条第一項の自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 次に掲げる作業以外の作業

イ 電線相互を接続する作業（電気さくの電線を接続するものを除く。）

ロ がいしに電線（電気さくの電線及びそれに接続する電線を除く。八、二及びチにおいて同じ。）を取り付け、又はこれを取り外す作業

ハ 電線を直接造営材その他の物件（がいしを除く。）に取り付け、又はこれを取り外す作業

ニ 電線管、線樋（び）、ダクトその他これらに類する物に電線を収める作業

ホ 配線器具を造営材その他の物件に取り付け、若しくはこれを取り外し、又はこれに電線を接続する作業（露出型点滅器又は露出型コンセントを取り換える作業を除く。）

ヘ 電線管を曲げ、若しくはねじ切りし、又は電線管相互若しくは電線管とボックスその他の附属品とを接続する作業

ト 金属製のボックスを造営材その他の物件に取り付け、又はこれを取り外す作業

チ 電線、電線管、線樋（び）、ダクトその他これらに類する物が造営材を貫通する部分に金属製の防護装置を取り付け、又はこれを取り外す作業

リ 金属製の電線管、線樋（び）、ダクトその他これらに類する物又はこれらの附属品を、建造物のメタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの部分に取り付け、又はこれらを取り外す作業

ヌ 配電盤を造営材に取り付け、又はこれを取り外す作業

ル 接地線（電気さくを使用するためのものを除く。以下この条において同じ。）を自家用電気工作物（自家用電気工作物のうち最大電力五百キロワット未満の需要設備において設置される電気機器であつて電圧六百ボルト以下で使用するものを除く。）に取り付け、若しくはこれを取り外し、接地線相互若しくは接地線と接地極（電気さくを使用するためのものを除く。以下この条において同じ。）とを接続し、又は接地極を地面に埋設する作業

ヲ 電圧六百ボルトを超えて使用する電気機器（電気さく用電源装置を除く。）に電線を接続する作業

二 第一種電気工事士が従事する前号イからヲまでに掲げる作業を補助する作業

2 法第三条第二項の一般用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 次に掲げる作業以外の作業

イ 前項第一号イからヌまで及びヲに掲げる作業

ロ 接地線を一般用電気工作物（電圧六百ボルト以下で使用する電気機器を除く。）に取り付け、若しくはこれを取り外し、接地線相互若しくは接地線と接地極とを接続し、又は接地極を地面に埋設する作業

二 電気工事士が従事する前号イ及びロに掲げる作業を補助する作業

Q2 電気工事士の資格と従事できる範囲は？

第一種電気工事士

一般用電気工作物又は自家用電気工作物（最大電力500kw未満の需要設備に限る）。

最大電力500kw以上の自家用電気工作物は、電気主任技術者の監督のもとであれば資格は不要（逆に、最大電力500kw未満の自家用電気工作物は第一種電気工事士の資格がないと従事できない）。

第二種電気工事士

一般用電気工作物

Q3 電気工事業の登録等が必要な範囲は？

登録電気工事業者

一般用電気工作物又は自家用電気工作物（最大電力500kw未満の需要設備に限る）を設置、変更する工事を業として行う場合には、所管する行政庁への「電気工事業の登録（登録電気工事業者登録申請書）」が必要。

みなし登録電気工事業者

建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者については、電気工事業を開始した時には遅滞なく、所管する行政庁への「電気工事業の開始届出（電気工事業開始届出書）」が必要（この場合、「建設業許可の種類」や「許可を受けている営業所」を問わない）。

通知電気工事業者

自家用電気工作物についてのみ電気工事を行う場合には、電気工事業を開始する10日前までに、所管する行政庁への「電気工事業の開始の通知（電気工事業開始通知書）」が必要。

Q4 建設業の許可を受ければ電気工事業は行えるのか？

建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者については、電気工事業の登録の必要はなく、電気工事業を開始した時に「電気工事業開始届出書」を提出することとされているが、建設業許可で求められている有資格者の要件と電気工事業法の有資格者（主任電気工事士）の要件が異なることから、建設業許可を受けたからといって、電気工事業を行えるわけではなく、直接電気工事を行うためには、あくまでも電気工事業法の規定を充足（例えば主任電気工事士については要件を満たす者を選任しておく）しておかなければならない。

Q5 電気工事に該当する部分は下請に発注し、自らは電気工事に携わることはないが、この場合でも登録等が必要となるか？

電気工事に該当する部分を全て下請に発注し、全く電気工事業を行わない場合には、電気工事業の登録等は不要である。

ただし、一度でも自らが電気工事に該当する作業を行うことがあるのであれば、電気工事業の登録等が必要である。

Q6 登録等の事項に変更が生じたときは？

「登録事項等変更届出書」、「電気工事業に係る変更届出書」又は「通知事項変更」の提出が必要である。

特に、建設業許可を受け、電気工事業の開始届出をしている者（みなし登録電気事業者）が、建設業許可の更新が成されたときには、必然的に電気工事業の開始届出事項の変更となることから、「電気工事業に係る変更届出書」の提出が必要となることに注意。

Q7 電気工事業の登録等を行うにあたって、備えておかなければならない器具があるが、自家用電気工事の業務を行う営業所に義務付けられている器具の一部には、滅多に使用しない器具もあるが必要か？

自家用電気工事の業務を営む営業所に義務付けられている器具のうち、継電気試験装置及び絶縁耐力試験装置については、必要なときに使用し得る措置が講じられていればよいこととなり、当該器具については、購入しなくとも、賃貸借契約を締結するなど、必要に応じて借りられるよう環境を整えておけば問題ない。

Q8 法令違反があった場合の罰則はあるのか？

電気工事士法及び電気工事業法ともに罰則規定が設けられている。

電気工事士法

例えば

- ・ 電気工事士無資格であるにもかかわらず、資格が必要となる電気工事に従事した者は、「3ヶ月以下の懲役若しくは3万円以下の罰金」

電気工事業法

例えば

- ・ 登録、登録後の更新を受けないで電気工事業を営んだ者は、「1年以下の懲役若しくは10万円以下の罰金」
- ・ 不正の手段により登録、登録後の更新を受けた者は、「1年以下の懲役若しくは10万円以下の罰金」
- ・ 電気工事士無資格であるにもかかわらず、資格が必要となる電気工事に従事させた者は、「3ヶ月以下の懲役若しくは3万円以下の罰金」
- ・ 電気工事業者でない者（登録等がされていない）に登録等が必要となる電気工事業を請け負わせた電気工事業者は、「3ヶ月以下の懲役若しくは3万円以下の罰金」
- ・ 主任電気工事士を選任しなかった者は、「3万円以下の罰金」
- ・ 備えることを義務付けられている器具を備えていなかった電気工事業者は、「3万円以下の罰金」